

## ○空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成 29 年 7 月 4 日

松江市規則第 36 号

### (趣旨)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省・国土交通省令第 1 号）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

### (空家等に係る事項に関する報告徴収)

第 2 条 法第 9 条第 2 項の規定による報告の徴収（次項において「報告徴収」という。）は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 報告徴収に対する報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第 2 号）により行うものとする。

### (立入調査の通知)

第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

### (立入調査員証)

第 4 条 法第 9 条第 4 項の証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第 4 号）のとおりとする。

### (指導)

第 5 条 法第 13 条第 1 項の規定による指導は、指導書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 法第 22 条第 1 項の規定による指導は、指導書（様式第 6 号）により行うものとする。

(勧告)

第 6 条 法第 13 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 法第 22 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 8 号)により行うものとする。

(命令)

第 7 条 法第 22 条第 3 項の規定による命令は、命令書(様式第 9 号)により行うものとする。

(事前通知書)

第 8 条 法第 22 条第 4 項の通知書の様式は、命令に係る事前の通知書(様式第 10 号)のとおりとする。

(意見書)

第 9 条 法第 22 条第 4 項の意見書の様式は、意見書(様式第 11 号)のとおりとする。

(意見聴取請求)

第 10 条 法第 22 条第 5 項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第 12 号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第 11 条 法第 22 条第 7 項の規定による通知は、意見聴取実施通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

(行政代執行)

第 12 条 法第 22 条第 9 項の規定による行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)に基づく行政代執行(以下この条において「法第 22 条第 9 項の代執行」という。)に係る同法第 3 条第 1 項の規定による戒告は、戒告書(様式第 14 号)により行うものとする。

- 2 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書(様式第 15 号)により行うものとする。
- 3 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 4 条の証票の様式は、執行責任者証(様式第 16 号)のとおりとする。
- 4 法第 22 条第 9 項の代執行に係る行政代執行法第 5 条の規定による納付の命令は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項に基づく代執行費用納付命令書(様式第 17 号)により行うものとする。
- 5 法第 22 条第 11 項の規定による行政代執行法に基づく行政代執行に係る同法第 5 条の規定による納付の命令は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項に基づく代執行費用納付命令書(様式第 18 号)により行うものとする。

(標識)

第 13 条 法第 22 条第 13 項の標識の様式は、標識(様式第 19 号)のとおりとする。

(空家等管理活用支援法人の指定申請)

第 14 条 法第 23 条第 1 項の規定による申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第 20 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人の指定)

第 15 条 法第 23 条第 1 項の規定による指定は、空家等管理活用支援法人指定書(様式第 21 号)のとおりとする。

(空家等管理活用支援法人の名称等変更)

第 16 条 法第 23 条第 3 項の規定による届出は、名称等変更届出書(様式第 22 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人に対する報告徴収)

第 17 条 法第 25 条第 1 項の規定による報告の徵収は、報告徵収書(様式第 23 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人に対する業務改善命令)

第 18 条 法第 25 条第 2 項の規定による命令は、業務改善命令書(様式第 24 号)により行うものとする。

(空家等管理活用支援法人の指定取消)

第 19 条 法第 25 条第 3 項の規定による指定の取消しは、空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第 25 号)により通知するものとする。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 30 日松江市規則第 25 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 13 日松江市規則第 57 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏名  印

### 空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿の所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

#### 1 対象となる空家等

所在地  
用 途  
所有者の住所及び氏名

#### 2 報告を求める内容

#### 3 報告の提出先

松江市  部  長  
松江市末次町86番地  
電話番号：

#### 4 報告の期限 年 月 日

## 備考

- 1 上記 4 の期限までに上記 3 の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

報告者 住所

氏名

### 空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

#### 1 対象となる空家等

所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名

#### 2 報告事項

#### 3 添付書類

#### 備考

上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

様式第3号（第3条関係）

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏  名  印

## 立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、あなたが所有又は管理する空家等の立入調査を次のとおり行いますので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等

2 立入調査を実施しようとする事由

3 立入調査の実施予定日 年  月  日

4 立入調査を行う者

### 備考

この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第4条関係）

（第1面）

第号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職名	写真
氏名	
生年月日 年 月 日 生	
年 月 日 交付	
年 月 日 限り有効	
松江市長	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。  
2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。  
3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。  
4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。  
5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第5号(第5条関係)

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏名  印

指導書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 措置の期限 年  月  日

5 問い合わせ先

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記5に示す問い合わせ先まで報告をしてください。
- 2 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかつた場合、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名印

指導書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日
- 5 問い合わせ先

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記5に示す問い合わせ先まで報告をしてください。
- 2 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかつた場合、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第7号(第6条関係)

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏名  印

勧告書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年  月  日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告をしてください。
- 2 上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

勧 告 書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記 4 に示す者に報告をしてください。
- 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかつた場合、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることあります。
- 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第9号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

命 令 書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

つきましては、法第22条第3項に基づき下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

2 命ずる措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告をしてください。
- 2 この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することができます。
- 4 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内で

あっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

- 5 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 6 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。

様式第 10 号(第 8 条関係)

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏名  印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考

- 1 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記 4 に示す者に報告をしてください。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。

様式第 11 号(第 9 条関係)

年 月 日

意 見 書

松江市長 氏 名 様

提出者 住所

氏名

電話番号

※ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印

所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

空家等の 所在地等	所在地 :
	建築物等の概要 :
命令の原 因となる 事実につ いて の 意 見	
証拠書類 等の提出	有 (書類の名称 : ) • 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付してください。

様式第 12 号(第 10 条関係)

年 月 日

意見聴取請求書

松江市長 氏名様

請求者 住所

氏名

電話番号

※ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印

年 月 日付け 第 号により命令の事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置第 22 条第 5 項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様式第 13 号(第 11 条関係)

第  号  
年  月  日

様

松江市長 氏  名

## 意見聴取実施通知書

年  月  日 付けで請求のあった意見聴取について、下記のとおり  
実施しますので通知します。

記

1 対象となる特定空家等

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日 年  月  日

4 意見の聴取の場所

様式第 14 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

## 戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し措置をとるよう命じました。この命令を期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該特定空家等に関する措置を代執行しますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

### 特定空家等

- 1 所在地 松江市
- 2 用 途
- 3 構 造
- 4 規 模
- 5 所有者の住所及び氏名

### 備考

- 1 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（た

だし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 15 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

代 執 行 令 書

年 月 日 付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等に関し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 22 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であって

も、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

2 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 16 号(第 12 条関係)

(表面)

第 号	
執行責任者証	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。	
年 月 日	松江市長 氏 名 印
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号) (抜粋) (特定空家等に対する措置)	
第 22 条(以下略)	
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10~17(略)	
行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)(抜粋)	
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	
注意	
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

様式第 17 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項に基づく代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づく代執行を年 月 日に行つたので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

納付に係る費用は、同封の納入通知書により、松江市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

空家等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
代執行の内容	
代執行を行つた 経緯及び理由	
納付金額	金 円
納付内訳	
支払期限	年 月 日
備考	

様式第 18 号（第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏名 印

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項に基づく代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 11 項の規定に基づく代執行を年 月 日に行つたので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

納付に係る費用は、同封の納入通知書により、松江市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

空家等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
代 執 行 の 内 容	
代 執 行 を 行 つ た 経 緯 及 び 理 由	
納 付 金 額	金 円
納 付 内 訳	
支 払 期 限	年 月 日
備 考	

様式第 19 号(第 13 条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年  
月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

様式第 20 号（第 14 条関係）

年 月 日

## 空家等管理活用支援法人指定申請書

（あて先）松江市長

申請者　主たる事務所の所在地  
法人の名称又は商号  
代表者氏名  
事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

### 記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、主たる事務所の所在地及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第 21 号（第 15 条関係）

第 号  
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名 様

松江市長 氏 名 印

空家等管理活用支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定にあたっての要件その他の事項

様式第 22 号（第 16 条関係）

年 月 日

名称等変更届出書

（あて先）松江市長

届出者 空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 23 号（第 17 条関係）

第  号  
年  月  日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名  様

松江市長 氏 名  印

## 報 告 徴 収 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により、貴法人が行っている法第 24 条各号に掲げる業務について、報告を求めます。

記

1 報告を求める業務

2 報告書提出の期限 年  月  日

## 備考

- 1 上記 4 の期限までに上記 3 の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 24 号（第 18 条関係）

第  号  
年  月  日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名  様

松江市長 氏 名  印

## 業務改善命令書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により報告いただきました報告内容を確認した結果、法第 24 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められたため、法第 25 条第 2 項に基づき下記の内容について改善措置を実施することを命令します。

記

1 改善を命ずる業務

2 改善を命ずる内容

3 命令の責任者

4 措置の期限 年  月  日

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内に松江市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行つた後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第 25 号（第 19 条関係）

第  号  
年  月  日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名  様

松江市長 氏名  印

### 空家等管理活用支援法人指定取消書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 25 条第 3 項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
指定取消の理由	